

ればならない。

5 前項の発行者は、効力発生日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の場合を除き、第二項の保管振替機関を株主とする株式について新商法第二百六条第一項の名義書換をしてはならない。

(預託株券に係る株式の帰属)

第四条 株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る実質株主は、効力発生日において、各自その預託株券（旧保振法第十七条第二項に規定する預託株券をいう。以下附則第十二条までにおいて同じ。）の株式の数に応じた預託株券に係る株式を取得するものとする。

(株券の交付請求の制限)

第五条 株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る預託株券については、参加者又は顧客（旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。以下附則第十三条までにおいて同じ。）は、保管振替機関又は参加者に対し、効力発生日以降は当該預託株券の交付を請求することができない。

(保管振替利用会社の施行日における特例)

第六条 保管振替機関に係る株式について施行日において株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

2 附則第三条第二項の規定は、前項の発行者について準用する。この場合において、同条第二項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

保管振替機関は、前項の通知を受けた場合 には	保管振替機関は
当該発行者の当該通知に係る効力発生日	施行日
、効力発生日	、施行日

3 附則第三条第三項の規定は前項において準用する同条第二項の通知について、同条第四項及び第五項の規定は当該通知を受けた発行者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

4 附則第四条の規定は第一項の発行者の株式に係る実質株主について、前条の規定は当該発行者の株式に

係る預託株券について、それぞれ準用する。この場合において、附則第四条及び前条中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

5 発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかつたときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。

6 前項の発行者の保管振替株券（保管振替機関に預託されていないものに限る。）に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行つた場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 第一項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされる場合における株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、附則第八十五条の規定による改正後の商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第八十六条の二に規定する書面に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

(保管振替利用会社が振替機関の指定を受けた保管振替機関に対し同意を与えた場合の特例)

第七条 施行日において、保管振替株券に係る株式につき発行者が旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関が振替機関（第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（以下「新振替法」という。）第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）であり、当該発行者から施行日の一月前の日（以下附則第十一条までにおいて「同意期限日」という。）までに当該保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該株式につき当該振替機関（以下附則第十条までにおいて「特定振替機関」という。）の直近下位機関（新振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、当該特定振替機関は、当該参加者（以下この条において「特定参加者」という。）の参加者自己分の質権者として参加者口座簿（旧保振法第十七条第一項に規定する参加者口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定振替機関を除く。以下この条において「特定質権者」という。）のために振替株式（新振替法第一百一十八条第一項に規定する振替株式をいう。以下附則第九条までにおいて同じ。）の振替を行うための口座を開設しなければならな

い。この場合において、当該口座は、当該特定質権者の新振替法第十二条第一項の申出により開設されたものとみなす。

2 特定振替機関は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿（新振替法第二百二十九条第一項に規定する振替口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）

の特定参加者のために開設した口座又は特定質権者のために前項前段の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載又は記録がされていた当該特定参加者又は当該特定質権者に係る旧保振法第十七条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていた事項及び新振替法第二百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 特定参加者は、施行日において、その顧客及び当該顧客の預託株券に係る株式の質権者として顧客口座簿（旧保振法第十五条第一項の顧客口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定参加者を除く。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該顧客又は当該質権者の新振替法第四十四条第一項の申出により開設されたものとみなす。

4 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の顧客又は質権者のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされたいた当該顧客又は当該質権者に係る旧保振法第十五条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七條の規定により記載又は記録がされていた事項及び新振替法第百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 特定参加者は、施行日において、特定振替機関（当該特定参加者の参加者自己分の質権者として参加者口座簿に記載又は記録がされていた者に限る。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該特定振替機関の新振替法第四十四条第一項の申出により開設されたものとみなす。

6 特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の特定振替機関のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされたいた当該特定振替機関に係る新振替法第百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この条及び次条において「質権欄」という。）において、当該特定振替機関を質権者とする同号に

掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

7 特定参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該特定参加者は、施行日において、特定振替機関に対し、当該特定参加者を質権者とする新振替法第百二十九条第三項第四号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該特定参加者の自己口座（同条第二項第一号に規定する自己口座をいう。）の質権欄において、当該事項を記載し、又は記録しなければならない。

8 振替機関等（新振替法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）が第二項、第四項、第六項又は前項後段の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

第八条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該発行者が施行日における株主（端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者の質

- 権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式（次項において「特定振替株式」という。）の株主を除く。）及び当該質権者（以下この条において「通知対象株主等」という。）について第五項の通知をする旨
- 二 第四項前段の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所
- 2 特定振替機関は、施行日において、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。
- 3 参加者は、前項の特定振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。
- 4 第二項の通知を受けた同項の発行者（以下この条及び次条において「特定発行者」という。）は、遅滞なく、第一項第一号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。この場合において、当該口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。
- 5 特定発行者は、施行日後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振

替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 当該特定発行者の商号及び振替株式の種類（以下この条及び次条において「銘柄」という。）
- 二 通知対象株主等である加入者（新振替法第一条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名又は名称
- 三 前項前段の申出により振替機関等が開設した口座
- 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
- 五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
- 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
- 七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数
- 八 新振替法第二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

6 前項の通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録イ 当該口座の新振替法第二十九条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第二号の加入者（株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録ロ 当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主との数の増加の記載又は記録ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録二 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録ニ 当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関（新振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座

の顧客口座（新振替法第二百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）における当該加入者に係る前項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

7 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関（新振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。）について準用する。

8 新振替法第二百六十九条の規定は、第五項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

9 振替機関等が第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

10 第一項の発行者は、附則第六条第五項の規定にかかわらず、同項の公告をすることを要しない。

11 特定振替機関は、附則第三条第二項の規定による効力発生日が施行日とされた通知及び附則第六条第二項において準用する附則第三条第二項の規定については、前条第二項、第四項、第六項及び第七項後段の規定により記載又は記録をした質権者に関する事項を通知することができない。

第九条 特定発行者は、株券喪失登録がされた株券の株式、新商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、前条第五項の通知をすることができない。

2 特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（新商法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、新商法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（新商法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対し、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（新商法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、新商法第二百三十条ノ六第四項又は第二百三十条ノ七第三項の規定により新商法第二百六条第一項の名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者を含む。以下この条において同じ。）のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該特定発行者に対し自己のために開設された振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座（新振替法第二百三十二条第一項第二号の既存

特別口座をいう。以下この項及び次項において同じ。) を除く。) を通知したとき又は当該特定発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 前項本文の特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 第一項の振替株式の銘柄
- 二 前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称
- 三 前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、既存特別口座）
- 四 第二号の加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）
- 五 第二号の加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
- 六 前号の株主の氏名又は名称及び住所
- 七 第二号の加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産で

あるものの数

八 新振替法第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

4 前条第六項及び第七項の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。

5 第二項本文の申出により開設された口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。

6 新振替法第百六十九条の規定は、第三項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

7 振替機関等が第四項において準用する前条第六項及び第七項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

第十条 同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者の当該株式の質権者は、同意期限日から施行日の二週間前の日の前日までの間に限り、旧保振法第十四条第二項の規定にかかわらず、保管振替機関又は参加者に対し、当該株式に係る同条

第一項に規定する株券の預託若しくはその承諾又は同条第二項に規定する預託の請求をすることができる。

2 前項の規定により株券の預託を受けた保管振替機関又は参加者は、当該株券につき、参加者口座簿又は顧客口座簿に、旧保振法第十七条第二項又は第十五条第二項に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定により株券の預託若しくはその承諾又は預託の請求をした質権者は、遅滞なく、当該株券に係る株主に対し、その旨を通知しなければならない。

第十一條 前条第一項の発行者の株式について、参加者は、同意期限日から施行日の二週間前の日の前日までの間に限り、旧保振法第十四条第一項ただし書の規定にかかわらず、顧客から預託を受けた保管振替株券であつて保管振替機関に預託されていないものを保管振替機関に預託することができる。

2 前項の規定により保管振替機関に株券の預託をした参加者は、遅滞なく、その旨を当該株券に係る顧客に通知しなければならない。

第十二条 附則第十条第一項の発行者の株式に係る保管振替株券については、参加者又は顧客は、施行日の

二週間前の日から施行日の前日までの間、保管振替機関又は参加者に対し、旧保振法第十四条第一項に規定する株券の預託若しくはその承諾、同条第二項に規定する預託の請求又は旧保振法第二十八条第一項に規定する預託株券の交付の請求をすることができない。

第十三条 附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定は、適用しない。

（保管振替利用投資法人に関する経過措置）

第十四条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人（第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券（新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。次条において同じ。）に係る投資口（新投信法第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質投資主（旧保振法第三十九条の二において

準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿（新投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。次条において同じ。）とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

（施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口に係る特例）

第十五条 発行者は、保管振替機関において取り扱われている投資証券に係る投資口につき、施行日を新振

替法第二百五十二条第一項において準用する新振替法第二百三十一条第一項第一号の一一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2 保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行つた発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱つてゐる投資証券に係る投資口の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。）についての旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4 第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しな

ければならない。

5 前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を投資主とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

第十六条 前条第一項の発行者の投資口に係る預託投資証券（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託投資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託投資証券の交付を請求することができない。

第十七条 附則第十五条第一項の発行者の投資口に係る実質投資主は、施行日において、各自その預託投資証券の投資口の口数に応じた預託投資証券に係る投資口を取得するものとする。

（保管振替利用協同組織金融機関に関する経過措置）

第十八条 保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた協同組織金融

機関（第四条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「新優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（新優先出資法第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資者（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資者をいう。附則第二十一条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2 参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3 第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載しなければな